

高知県立特別支援学校再編振興計画【第二次】(案)

病弱特別支援学校

- 子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うために —

平成28年2月

高知県教育委員会

目 次

I 第一次再編以降の特別支援学校の現状と課題

1 概 況	1
2 現状と課題	2

II 特別支援学校の再編振興の必要性について

1 背 景	4
2 特別支援教育に関する国の動向	4
3 高知県における特別支援学校の再編振興に関する 検討委員会【第二次】での検討	6
4 検討委員会の意見のまとめ	6
5 病弱特別支援学校の再編振興に向けて	8

III 病弱特別支援学校再編振興の実施計画

1 高知江の口養護学校の再編振興	9
2 高知大学医学部附属病院分校の再編振興	13
3 国立高知病院分校の再編振興	13
4 再編振興計画	14
5 再編振興【第二次】による特別支援学校の状況	15

<資料>	16
------	----

I 第一次再編以降の特別支援学校の現状と課題

1 概況

現在の高知県立特別支援学校は、下に示すとおり、5つの障害種に対応する本校7校、分校6校の計13校を設置しています。このうち、本校7校には寄宿舎を併設しています。

県立以外の特別支援学校は3校（国立、高知市立、私立）あり、いずれも知的障害の特別支援学校です。県内の知的障害特別支援学校数は8校であり、5つの障害種のうち最も多くなっています。このうち分校2校は、第一次の再編により平成23年度に開校したもので、この対応により、課題であった知的障害特別支援学校の狭隘化は解消に向かいつつあります（資料1-①）。

特別支援学校全体の幼児児童生徒数については、平成15年度から年々増加していましたが、平成25年度の916名をピークに以後減少に転じており、平成27年5月1日現在の幼児児童生徒数は889名となっています（資料1-②）。

【各学校の設置学部、在籍幼児児童生徒数等】

（平成27年5月1日現在）

< 県立 >

No	学校名	障害の種類	所在地	寄宿舎	在籍幼児児童生徒数					合計
					幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	
1	盲学校	視覚障害	高知市	8	3	8	1	11	6	29
2	高知ろう学校	聴覚障害	高知市	12	0	4	5	12	0	21
3	山田養護学校	知的障害	香美市	56	—	26	44	79	—	149
4	同 田野分校		田野町	—	—	9	3	16	—	28
5	日高養護学校		日高村	61	—	19	35	55	—	109
6	同 高知みかづき分校		高知市	—	—	—	—	34	—	34
7	中村特別支援学校	知的障害 肢体不自由	四万十市	34	—	20	26	54	—	100
8	高知若草養護学校	肢 体 不自由	高知市	16	—	16	25	30	—	71
9	同 子鹿園分校		高知市	—	—	16	7	4	—	27
10	同 国立高知病院分校		高知市	—	—	7	5	6	—	18
11	同 土佐希望の家分校		南国市	—	—	9	3	8	—	20
12	高知江の口養護学校	病弱	高知市	3	—	3	13	12	—	28
13	同 高知大学医学部附属病院分校		南国市	—	—	2	1	—	—	3
	合 計			190	3	139	168	321	6	637

< 県立以外 >

No	学校名	障害の種類	所在地	寄宿舎	在籍幼児児童生徒数					合計
					幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	
1	高知市立高知特別支援学校	知的障害	高知市	—	—	43	38	69	—	150
2	国立高知大学教育学部 附属特別支援学校		高知市	—	—	18	18	21	—	57
3	私立光の村養護学校 土佐自然学園		土佐市	45	—	—	12	29	4	45
	合 計	—	—	45	—	61	68	119	4	252
	総 計	—	—	235	3	200	236	440	10	889

2 現状と課題

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の傾向が進んでおり、それぞれの学校の専門性の向上が課題となっています。また、特別支援学校は、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒の指導・支援の一層の充実のための、センター的な役割が求められています。特に近年、病弱教育を行う特別支援学校では、従来の慢性疾患の児童生徒が著しく減少しており、高知江の口養護学校においては、心身症や精神疾患のある児童生徒が増加するといった実態の大きな変化により、多様な教育的ニーズに応える教育内容や施設設備の充実といった課題が生じてきています。

(1) 病弱教育を行う特別支援学校の状況

高知江の口養護学校

【概要】

○開 校：昭和48年

○障 害 種：病弱（身体虚弱を含む）

○設置学部：小学部、中学部、高等部（普通科）

○現 状：従来は、隣接する日本赤十字病院の医師を主治医とし、入院や通院を要するネフローゼ、心臓疾患、白血病など長期療養を要する慢性疾患の児童生徒が主な対象でしたが、医療の進歩による入院治療期間の短期化などの理由により、児童生徒は著しく減少しています。

近年は、様々な病院の医師を主治医とする心身症やうつ病、適応障害等の児童生徒が小学部高学年、中学部、高等部に年度途中から転入学するケースが増加しています。心身症等の児童生徒のほとんどが発達障害を併せ有しており、不登校の状態が改善されないケースなど、児童生徒の実態は実に多様となっています。また、心身症等の疾患は、従来の慢性疾患のような運動規制はなく、生活規制の内容についても大きく変化してきています（資料2-①～④）。

<児童生徒の状況>

○平成12年度の状況 (H12.5.1)

	小学部	中学部	高等部	計
慢性疾患	8	3	13	24 (100%)
心身症等	0	0	0	0 (0%)
計	8	3	13	24

○平成27年度の状況 (H27.5.1)

	小学部	中学部	高等部	計
慢性疾患	1	2	3	6 (21%)
心身症等	2	11	9	22 (79%)
計	3	13	12	28

○課 題：児童生徒の実態が大きく変化していることから、教育的ニーズが多様化しており、教育内容や教育課程、施設設備の整備、教職員の専門性の向上等の課題が生じています。これらの課題を解決し、児童生徒がより充実した学校生活を送り、希望する進路を保障していくことが必要です。

高知大学医学部附属病院分校

【概要】

- 開 校：平成10年
- 障 害 種：病弱
- 設置学部：小学部、中学部
- 現 状：高知大学医学部附属病院に入院する児童生徒が義務教育を受ける機会を保障するため、小学部・中学部を設置しました。年度途中で小中学校から転入学する児童生徒がほとんどで、県外から入院し転入学する児童生徒もいますが、近年児童生徒数は減少傾向にあります（資料3-①②）。

＜児童生徒の状況＞ （各年度5月1日）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学部	4	3	3	3	3	2	4	4	1	2
中学部	0	0	0	1	1	2	2	2	1	1
計	4	3	3	4	4	4	6	6	2	3

※ 各年度5月1日現在の在籍児童生徒数で延べ人数ではない。

- 課 題：入院後短期間で退院又は転院する児童生徒が多くなっていることから、転入学する児童生徒が減少しています。また、保護者に分校の存在が認知されていない場合もあることから、医療機関と日ごろから連携をとり、入院する学齢期の子どもたちの情報を共有することや、分校の存在や役割について広く小中学校関係者に周知することが大切です。

高知若草養護学校国立高知病院分校

【概要】

- 開 校：昭和54年
- 障 害 種：肢体不自由
※ 病弱対応（平成13年度～）
- 設置学部：小学部、中学部、高等部
- 現 状：国立病院機構高知病院の重症心身障害施設に入所する児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒など、重度重複障害の児童生徒に対応しています。また、同病院小児科病棟に入院する病弱の児童生徒も対応していますが、長期入院する児童生徒の減少により、転入学する児童生徒は年間を通じても1～2名程度の在籍という状況です（資料3-①）。

＜児童生徒の状況（病弱教育対応）＞

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学部	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0
中学部	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
高等部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 各年度5月1日現在の在籍児童生徒数で述べ人数ではない。

- 課 題：児童生徒が減少しているため、適切な規模の学習集団の確保や学校の施設設備の有効活用が課題となっています。

II 特別支援学校の再編振興の必要性について

1 背景

平成19年度の学校教育法の改正により、発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されています。

また、特別支援教育においては、平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准（資料4）を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築という新たな理念に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別支援学校を含めた多様な学びの場の一層の充実を図ることとされています。

本県の特別支援学校においては、先に述べたように障害の重度・重複化等により、教育的ニーズが多様化してきています。特に、高知江の口養護学校では児童生徒の実態が大きく変化し、教育内容や施設設備の整備といった課題が生じてきています。このため、県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、病弱特別支援学校の課題の解決に向け、今後の病弱教育の在り方について検討を行い、再編振興の取組を進めることとしました。

2 特別支援教育に関する国の動向

(1) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

国は、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、中央教育審議会初等中等教育分科会において検討を行い、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について、以下に示すとおり報告を行いました。

【インクルーシブ教育システム】

○障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

- 共生社会に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会報告（以下「中教審報告」という））

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校の現状と課題

中教審報告の中では、インクルーシブ教育システムを構築するにあたって、特別支援学校の現状と課題を下記のとおり整理しており、平成19年度から特別支援教育が本格的に開始されて以来、教育委員会や学校における特別支援教育の体制整備は一定進みつつあるが、これらの取組は、今後更に時間をかけて進めるべきものであり、特別支援教育の更なる質的な充実を図るためには、なお多くの課題があるとしています。

【特別支援学校の現状と課題】

- 近年の在籍者数の増加や障害の重度・重複化に対応した、規模の適正化も含めた計画的な整備や複数障害への対応
- センターの機能の一層の充実
- 新学習指導要領に位置付けられている交流及び共同学習^{※1}の推進による「心のバリアフリー化」の推進、特別支援学校の児童生徒が地域とのつながりを深める機会となる自らの居住地の小中学校と交流及び共同学習を行うこと（居住地校交流）について、保護者や教職員の理解啓発の促進を図ること
- 特別支援学校における職業教育・就労支援の充実

(中教審報告)

※1：障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が学校教育の一環として活動を共にし、相互の理解を深めるとともに、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるために行う教育活動のこと

(3) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校のセンター的機能について

中教審報告の中では、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援学校のセンター的機能について、以下に示す提言がなされており、今後一層の充実を図る重要性が指摘されています。

【特別支援学校のセンター的機能の一層の活用】

- 特別支援学校は、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。
- 域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。
- 特別支援学校がセンター的機能を果たすためには、域内のどこからでもアクセスしやすい場所に今後設置されることが望ましい。また、現存の特別支援学校についても、ICT^{※2}機器の活用等により、センター的機能を一層発揮するための環境整備を実施していくことが望ましい。
(中教審報告)

※2：情報処理および情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称

3 高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】での検討

(1) 高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】の設置

県教育委員会は、病弱特別支援学校の課題を解決し、特別支援教育の一層の充実を図るため、平成27年4月1日に「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】」（以下「検討委員会」という。）を設置しました（資料5）。

(目的及び設置)

第1条 高知県における特別支援教育の推進を図るため、県立特別支援学校の在り方について検討する、「高知県における特別支援学校の再編振興に関する検討委員会【第二次】」を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を高知県教育長に報告する。

- (1) 病弱特別支援学校の再編振興に関すること。
- (2) その他(1)に付随する必要な事項に関すること。

(2) 検討委員会における検討課題

県教育委員会は検討委員会に対して、今後の病弱特別支援学校の在り方について、次の5項目の観点から検討を行い、その結果を報告していただくよう諮問しました。

- 教育内容について
- 専門性について
- 施設設備について
- 関係機関との連携について
- 病弱特別支援学校が果たすべきセンター的役割について

4 検討委員会の意見のまとめ

検討委員会では、今後の病弱特別支援学校の在り方について、様々な専門的な立場から幅広い協議を行うとともに、徳島県の先進校の取組について学ぶ機会を設けました。また、県教育委員会が事前に実施した高知江の口養護学校の保護者・教職員・高等部生徒へのアンケートや、検討委員会からの要請で実施した小学部・中学部の児童生徒へのアンケート、さらには、高知江の口養護学校の保護者・教育後援会・同窓会と検討委員会委員との意見交換会での意見も尊重しながら、計6回にわたる検討を行い、平成27年11月に意見のまとめとして、県教育委員会に報告がなされました。

○検討委員会の意見のまとめの概要

1 教育内容について

- ◆社会性の涵養のため「自立活動」「交流及び共同学習」「キャリア教育」の充実が必要である。
- ◆授業力の向上や訪問教育及び通信による指導の充実のため、ICT機器の積極的な活用が必要である。
- ◆多様な教育的ニーズに対応するため、高等部の教育課程に単位制や職業教育を導入する必要がある。

2 専門性について

- ◆慢性疾患に関する知識・理解及び感染症対策についての専門性の維持・向上が必要である。
- ◆心身症や精神疾患、発達障害に関する理解及び指導・支援の充実を図る必要がある。
- ◆不登校の対応や予防についての専門性を確保する必要がある。
- ◆効果的な実践を教職員間で共有し学び合うなど、専門性の向上に向けた工夫が必要である。

3 施設設備について

- ◆運動面の学習の充実のため、グラウンド、体育館、プールなどを整備する必要がある。
- ◆心理的な安定の充実のため、クールダウン室、カウンセリング室等を整備する必要がある。
- ◆職業教育の充実のため、職業実習室を整備する必要がある。
- ◆感染症対策の充実のため、セーフティールームを整備する必要がある。
- ◆社会性や責任感を育成するため、グループホーム的な機能を有する寄宿舎を整備する必要がある。
- ◆卒業生、保護者と教職員が情報交換や交流ができるスペースを確保する必要がある。

4 関係機関との連携について

- ◆医療との連携のもと、安全で行き届いた教育の充実と、療養中の児童生徒に学習空白が生じない対応が必要である。
- ◆関係機関や相談機関、外部専門家と連携し、学校の対応力や専門性の向上を図る必要がある。
- ◆学校間のつながりや連携を重視し、相互がより充実した教育を展開していく必要がある。

5 センターの機能について

- ◆小中学校等の特別支援教育の充実のため、相談支援機能を強化する必要がある。
- ◆小中学校等の児童生徒が特別支援学校で、専門的な指導を受ける「通級による指導」等の仕組みが必要である。

6 その他

- ◆通学を支援するためのスクールバスの運行を検討する必要がある。
- ◆学校名の変更を検討するとともに、新たな学校の特色を広く発信していく必要がある。

5 病弱特別支援学校の再編振興に向けて

(1) 基本的な考え方

今回の病弱特別支援学校の再編振興については、児童生徒の実態の変化による教育的ニーズの多様化に適切に対応するため、本県の特別支援教育を牽引する特色ある学校として教育環境を整備するとともに、インクルーシブ教育システムの理念を実現する取組を積極的に推進しようとするものです。

また、教育環境の整備にあたっては、本校と分校のそれぞれの役割と機能を整理し、高知江の口養護学校本校については、検討委員会の意見のまとめを踏まえた対応を行うとともに、近い将来発生するとされている南海トラフ地震への対応や児童生徒の実態に応じた医療機関との連携等、安全・安心に十分配慮した再編振興に取り組むこととします。

(2) 再編振興の対象と期間

再編振興の主な対象と期間については、以下に示すとおりとします。

- 病弱教育を行う県立特別支援学校の本校・分校の再編振興を行う。
- 平成28年度から平成32年度までの5年間を第二次再編振興期間とする。

Ⅲ 病弱特別支援学校再編振興の実施計画

1 高知江の口養護学校の再編振興

(1) 目指す学校像

児童生徒の多様な教育的ニーズや進路希望に対して、関係機関と連携して的確な支援ができるように取り組みます。併せて、病弱特別支援学校として安全で安心して学ぶことができる教育環境を整備するとともに、県内唯一の病弱特別支援学校本校として、センター的機能をしっかり果たすことのできる専門性の高い学校を目指します。

(2) 充実すべき教育環境

高知江の口養護学校の課題を解決し、病弱教育の一層の振興を図るためには、教育内容の充実、柔軟な教育課程の編成、関連する施設設備の整備、教職員の専門性の向上などが必要です。また、病弱の児童生徒が在籍する学校として、医療との連携や近い将来発生すると言われている南海トラフ地震への対応など、児童生徒の命を守り、安全で安心して学ぶことのできる教育環境を整備することが必要です。このため、以下の点を重視した教育環境の充実を図ります。

- 児童生徒の実態に柔軟に対応する教育内容と施設設備の整備
- 医療等関係機関と連携した教育の充実と教職員の専門性の向上
- 南海トラフ地震への対応等、安全・安心に配慮した対策
- 発達障害等に対応するセンター的機能の充実

(3) 再編振興の取組

① 多様な教育的ニーズに対応する教育内容と施設設備の整備

従来の慢性疾患の児童生徒に対する教育の維持・向上を図るとともに、心身症や精神疾患等の児童生徒や、発達障害を併せ有する児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、基礎体力の向上、基礎学力の保障、社会性の育成を主とした指導・支援の充実を図るとともに、関連する教育環境を整備します。

ア 運動規制のない児童生徒に運動面の学習を保障するため、グラウンド及び体育館を整備します。

イ 学業不振の児童生徒への学習意欲の向上や不登校・長期療養の児童生徒への訪問教育による学習保障の充実のためICT環境を整備します。

ウ 心理的な安定や病状の理解、感染症の予防などの自立活動の充実のため、クールダウン室やカウンセリング室、セーフティールームを整備します。

エ 特別支援学校の児童生徒が小中学校等にも籍を置き、小中学校等で授業を受けることを可能にする副籍制度を導入し、児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習に

積極的に取り組み、児童生徒の社会性を育成するとともに共生社会の実現を推進します。

オ ソーシャルスキルトレーニングを週時程に位置づけ、場面に応じたコミュニケーションや人との関わり方について具体的に指導し、児童生徒の社会性を育成します。

カ 卒業後の生活を見据え、児童生徒の責任感や社会性を育成するため、少人数で共同生活を営むことができるグループホーム的な機能を有する寄宿舎を整備します。

② 高等部における柔軟な教育課程の編成とキャリア教育の充実

年度途中から転入し卒業まで在籍する生徒が増加していることから、柔軟な教育課程を編成します。また、卒業後のより良い社会参加を果たすことができるよう、進学に加えて一般就労を希望する生徒に対応するキャリア教育の充実を図るとともに、関連する教育環境を整備します。

ア 教育課程に単位制を導入するとともに、通信による指導を取り入れることにより、病状に応じた単位の取得を可能にします。

イ 一般就労を希望する生徒の進路を保障するため、教育課程に職業コースを設置するとともに、職業実習室を整備し、キャリア教育の充実を図ります。

ウ 事業所見学やインターンシップを取り入れ、勤労に対する意欲や態度、職場で求められる多様な実践力を育成します。

③ 医療・福祉・労働等関係機関や専門家と連携した教育の充実

専門性の高い病弱特別支援学校とするため、医療・福祉・労働等の関係機関と連携し、教職員の専門性や学校の組織的な対応力の向上を図ります。

ア 児童生徒の実態に応じて看護師を配置し、学校における健康安全面の体制を整備します。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、不登校の児童生徒に対して組織的に対応する体制を整備します。

ウ 臨床心理士や作業療法士等の専門家を活用し、児童生徒の自立活動の充実を図ります。

エ 心の教育センター、療育福祉センター等の相談機関と連携し、病弱教育の対象となる児童生徒を把握するとともに、確実に適切な教育につなぐ仕組みを構築します。

オ 障害者職業センター、就職アドバイザーと連携し、キャリア教育及び就労支援の充実を図ります。

④ 南海トラフ地震への対応や医療面への配慮等安全・安心な教育環境の整備

現在地は津波浸水（2 m未満）^{※3}及び長期浸水（約1箇月以上）^{※4}の地域に該当しており、安全・安心な学習環境を整備する必要があります。また、病弱の特別支援学

校として、医療と連携した緊急時の対応に関する支援体制を構築するなど、安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備します。

ア 将来発生すると言われている南海トラフ地震から命を守るための対策を講じます。

また、学校安全教育プログラム等を活用しながら防災教育を積極的に推進します。

イ 隣接する医療機関の移転を見据えて、新たな医療機関との連絡・協力体制を構築します。

ウ 児童生徒の実態に応じて看護師を配置し、学校における健康安全面の体制を整備します。(再掲)

※3：【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測（平成24年12月10日公表） 高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課

※4：南海地震長期浸水対策検討会検討結果（平成25年4月3日公表） 高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課

⑤ センターの機能の充実

本県の特別支援教育の一層の充実に向け、高知江の口養護学校を小中学校等への支援を行う拠点校として、他の特別支援学校や相談機関と連携しながら、小中学校等の障害のある児童生徒への指導について、積極的に助言・援助にあたるなど、センター的機能が発揮できるよう体制を整備します。

ア 小中学校に設置されている特別支援学級（病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障害）や発達障害に関する相談支援機能の充実を図ります。

イ 特別な教育的ニーズのある児童生徒が在籍している学校以外にも籍を置き、必要な学習を受けることを可能にする支援籍制度を導入し、特別な教育的ニーズのある児童生徒が特別支援学校で専門的な教育を受ける仕組み（通級による指導）を構築します。

⑥ その他

ア 今後の児童生徒数の推移及び学校の移転等を考慮し、通学支援（スクールバス等）について検討します。

イ 新たな機能を有する特別支援学校として、ふさわしい校名について検討します。

(4) 移転整備について

① 校舎等について

ア 高知江の口養護学校の再編振興整備を行うにあたり、次の2点が大きな課題となっています。

(ア) 現在地ではグラウンドの整備及び校舎の拡張整備が困難な状況にあること
(資料6)

(イ) 現在地は津波浸水（2m未満）及び長期浸水（約1箇月以上）の地域に該当していること

以上のことから、学校施設や教育設備等の整備を着実に推進するため、適地へ移転する必要があります。

イ 移転にあたっては、次の点を重視する必要があります。

- (ア) 再編振興の取組が確実に実施できること
- (イ) 南海トラフ地震への対応が可能で、安全・安心が確保できること
- (ウ) 児童生徒の病状に対応する診療科目のある医療機関が近隣にあること
- (エ) 交通の利便性が良く、通学や保護者の送迎に適切な場所であること
- (オ) インターンシップを実施するにあたり適切な場所にあること

以上の点を総合的に考慮すると、新たな機能を有する病弱特別支援学校を高知市大原町（教育センター分館の敷地）に移転整備することが適当です。

教育センター分館の敷地は、南海トラフ地震の津波浸水（30 cm未満）の地域に該当していますが、かさ上げによる対応が可能であること、高知市中央部に位置し比較的交通の利便性が良いこと、病弱の児童生徒に関する診療科目のある医療機関が1 km以内に複数あること、教育相談機関である心の教育センターが隣接し連携が図りやすいこと、公共の運動施設（プール、グラウンド）が近くにあり運動面の学習の充実を図ることができるなど、再編振興を確実に進めることができる条件を満たしています（資料7）。

② 寄宿舎について

本校の移転に伴い、寄宿舎についても移転整備を行う必要があります。寄宿舎の整備にあたっては、安全で安心な生活の保障とともに、ノーマライゼーションや共生社会の実現という理念を踏まえ、特に次の点を重視する必要があります。

- ア 夜間の救急対応がある医療機関が近隣にあること
- イ 南海トラフ地震に対する安全への対応が可能で、安全・安心が確保できること
- ウ 家庭での生活と同様にプライバシーが守られること
- エ 自己決定を尊重しながら、責任感や自己管理能力を培うことができること
- オ 自立と社会参加を見据え、共同生活を通して社会性の育成ができること

以上の点を総合的に考慮すると、新たな寄宿舎を高知市越前町（県立特別支援学校自活訓練棟の敷地）に、グループホーム的な機能を有する寄宿舎として設置することが適当です（資料7）。

自活訓練棟の敷地は、南海トラフ地震の津波浸水（30 cm未満）の地域に該当していますが、かさ上げによる対応が可能であること、救急対応が可能な医療機関が500m以内に複数あることなど、病弱の児童生徒が安心して生活を送る条件を満たしています（資料7）。

また、隣接して県立盲学校寄宿舎「れいめい寮」があり、高知江の口養護学校の寄

宿舎生と交流の機会を設け相互理解を図ることは、教育的な意義が大きいと考えます。

なお、教育センター分館（学校）と自活訓練棟（寄宿舍）は 1.4 km 離れており、徒歩や自転車による自力での通学が困難な児童生徒のため、スクールバスの運行等について検討します。

2 高知大学医学部附属病院分校の再編振興

（1）目指す学校像

I C T 環境を整備し指導及び支援の充実を図るとともに、小中学校との学校間連携を重視し、転学する児童生徒の円滑な移行支援に取り組みます。また、病状に合わせた指導及び支援を専門的に行う学校として、他の医療機関や小中学校等と連携し、病院に入院する児童生徒の学習保障をコーディネートするセンター的機能を果たす学校を目指します。

（2）充実すべき教育環境

高知大学医学部附属病院分校の一層の充実を図る必要があります。また、I C T 機器を効果的に活用し、生活規制による経験不足や少人数のデメリットを補い、生きる力の基盤となる基礎学力の定着や社会性を育成する必要があります。さらに、近隣の医療機関や学校とネットワークを構築し、療養中の児童生徒に学習空白が生じない取組を進める必要もあります。

（3）再編振興の取組

① I C T 機器を活用した指導の充実

デジタル教科書を活用した授業実践、テレビ会議システムを活用した本校と分校間の遠隔授業など、I C T 機器を活用した効果的な授業や交流及び共同学習を推進する教育環境を整備します。

② センター的機能の充実

医療機関や小中学校と連携し、他の医療機関に入院している児童生徒を把握するとともに、児童生徒の適切な教育対応につなげることができるよう、コーディネート機能を発揮します。また、必要に応じて訪問教育を行います。

3 国立高知病院分校の再編振興

（1）目指す学校像

医療機関に隣接するメリットを生かし、病弱教育の機能を拡充するとともに、I C T 環境を整備し、指導の一層の充実を図ります。また、病状に合わせた指導及び支援を専門的に行う学校として、他の医療機関や小中学校等と連携し、病院に入院する児童生徒の学習保障をコーディネートするセンター的機能を果たす学校を目指します。

(2) 充実すべき教育環境

国立高知病院分校の施設設備を活用し、新たに病弱の児童生徒の通学を受け入れ、病弱教育の一層の充実を図る必要があります。また、ICT機器を効果的に活用し、生活規制による経験不足や少人数のデメリットを補い、生きる力の基盤となる基礎学力の定着や社会性を育成する必要があります。さらに、近隣の医療機関や学校とネットワークを構築し、療養中の児童生徒に学習空白が生じない取組を進める必要もあります。

(3) 再編振興の取組

① 病弱特別支援学校の分校に再編し病弱教育を充実

新たに慢性疾患の児童生徒の通学を受け入れ、医療機関との連携のもと、安全・安心な学校生活を送る教育環境を整備し、高知若草養護学校の分校から高知江の口養護学校の分校に再編します。

② ICT機器を活用した指導の充実

デジタル教科書を活用した授業実践、テレビ会議システムを活用した本校と分校間の遠隔授業など、ICT機器を活用した効果的な授業や交流及び共同学習を推進する教育環境を整備します。

③ センターの機能の充実

医療機関や小中学校等と連携し、他の医療機関に入院している児童生徒を把握するとともに、児童生徒の適切な教育対応につなげることができるよう、コーディネート機能を発揮します。また、必要に応じて訪問教育を行います。

4 再編振興計画

特別支援学校 (障害部門)	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
高知江の口養護学校 (病弱)	基本設計	実施設計	施設・設備の整備等 校名の検討	必要に応じて 看護師を配置	移転・開校
高知大学医学部 附属病院分校 (病弱)					近隣病院への 訪問教育対応
国立高知病院分校 (病弱・肢体不自由)				病弱部門通 学生の受入	近隣病院への 訪問教育対応

5 再編振興【第二次】による特別支援学校の状況

< 県立 >

学 校 名		本校・分校の区分	障害部門	設置学部	寄宿舎	備 考
1	盲学校	本校	視覚障害	幼・小・中・高・専	○	
2	高知ろう学校	本校	聴覚障害	幼・小・中・高・専	○	
3	山田養護学校	本校	知的障害	小・中・高	○	
4	同 田野分校	分校		小・中・高	—	
5	日高養護学校	本校		小・中・高	○	
6	同 高知みかづき分校	分校		高	—	
7	中村特別支援学校	本校	知的障害	小・中・高	○	
			肢体不自由	小・中・高		
8	高知若草養護学校	本校	肢体不自由	小・中・高	○	
9	同 子鹿園分校	分校		小・中・高	—	
10	同 土佐希望の家分校	分校		小・中・高	—	
11	高知江の口養護学校	本校	病 弱	小・中・高	○	移転整備
12	同 国立高知病院分校	分校	病 弱	小・中・高	—	通学生の受け入れ訪問教育対応
			肢体不自由	小・中・高	—	
13	同 高知大学医学部 附属病院分校	分校	病 弱	小・中	—	訪問教育対応

< 県立以外 >

学 校 名		本校・分校の区分	障害部門	設置学部	寄宿舎	備 考
1	高知市立高知特別支援学校	本校	知的障害	小・中・高	—	
2	国立高知大学教育学部 附属特別支援学校	本校		小・中・高	—	
3	私立光の村養護学校 土佐自然学園	本校		中・高・専	○	